

判 決

東京都

原 告 K

同訴訟代理人弁護士

同

東京都中央区銀座七丁目9番16号

被 告 株 式 会 社 葵 美 術

同代表者代表取締役 荒 井 伸 太 郎

同訴訟代理人弁護士

東京都

被 告 信 販 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告株式会社葵美術（以下「被告葵美術」という。）は、原告に対し、78万円及びこれに対する平成21年5月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告と被告 信 販 会 社（以下「信 販 会 社」という。）との間において、同当事者間における平成 年 月 日付立替

払契約に基づく原告の被告 信 販 会 社 に対する元金139万円の立替
金支払債務は存在しないことを確認する。

第2 事案の概要

本件は、原告において、被告葵美術との間で2回にわたり締結した絵画の売
買契約には無効ないし取消事由が存在する旨主張して、被告葵美術に対し、上
記売買契約に基づき支払った代金の返還等を請求し、また、上記絵画の売買
(2回目のもの)の際に締結されたクレジット契約の当事者である被告 信
販 会 社 に対しても、上記無効ないし取消事由が存在することを理由とし
て、立替金の支払を拒絶することができる旨主張して、同クレジット契約に係
る債務の不存在確認を求めた事案である。

1 前提事実 (争いがない事実又は掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認 定することができる事実)

(1) 被告葵美術は、肩書住所地にある画廊 (以下「本件画廊」という。)にお
いて、絵画を販売することを業とする会社であり、被告 信 販 会 社
は、個別割賦あっせんを業とする会社である。

(2) 原告は、平成 年 月 日、被告葵美術との間で、 作家 A
作の「作 品 B」と題する絵画 (以下「本件絵画1」という。)を58
万円で買い受ける旨の売買契約 (以下「本件売買契約1」という。)を締結
した。

(3)ア 原告は、平成 年 月 日、被告葵美術との間で、 作家 A
作の「 作 品 C」と題する絵画 (以下「本件絵画2」といい、
本件絵画1と合わせて「本件各絵画」という。)を120万円で買い受け
る旨の売買契約 (以下「本件売買契約2」といい、本件売買契約1と合わ
せて「本件各売買契約」という。)を締結した。

イ 原告は、同日、被告 信 販 会 社 との間で、上記アの代金のうち
100万円を被告 信 販 会 社 が立替払し、原告が被告 信 販

会社 に対して139万円（うち39万円は分割払手数料）を分割弁済すること等を内容とするクレジット契約（以下「本件クレジット契約」という。）を締結した。

(4)ア 原告は、平成 年 月 日、被告葵美術に対し、消費者契約法4条1項又は民法96条1項に基づき、本件各売買契約をいずれも取り消す旨の意思表示をした。

イ 原告は、本件第4回弁論準備手続期日において、被告葵美術に対し、特定商取引に関する法律9条の3第1項に基づき、本件各売買契約をいずれも取り消す旨の意思表示をした。

2 争点

(1) 本件各売買契約の効力

(原告の主張)

ア 本件各絵画の客観的価値については、買取業者の買取価格を基準として判断すべきであるが、同基準によれば、本件絵画1の価値は2000円から1万円程度、本件絵画2の価値は5000円から1万円程度である。

このように、本件各絵画はいずれもほとんど無価値であるにもかかわらず、被告葵美術の担当者は、本件絵画1については少なくとも70万円を下らない価値があるかのような説明を、本件絵画2については少なくとも128万円を下らない価値があるかのような説明をそれぞれ行った。原告は、上記説明を信じて、本件各売買契約締結を決意するに至ったものであるから、上記法律行為の要素に錯誤があったものである。

また、被告葵美術の上記説明は、詐欺に当たるほか、消費者契約法4条1項所定の不実告知に該当する。

さらに、本件売買契約1は被告葵美術のキャッチセールスによって締結されたものであり、本件売買契約2は被告葵美術のアポイントメントセールスによって締結されたものであるから、被告葵美術の上記説明は、特定

商取引に関する法律6条1項所定の不実告知にも該当する。

イ また、被告葵美術は、本件各絵画に資産的な価値はないこと、将来原告が絵画の売却を希望する場合にはほとんど価値が付かないことを説明しなかったものであり、この点は、消費者契約法4条2項所定の告知義務に違反するものである。

ウ さらに、被告葵美術の担当者は、本件絵画2の購入を勧誘するに当たり、「今は作家A先生が生きてらっしゃるので、このお値段で買えるけども、亡くなったらこんな値段では到底手に入らない。」などと作者の死後は作品の価値が上がる旨説明した。これは、絵画の将来の価値という変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したものである。

(被告葵美術の主張)

いずれも否認する。

(被告 信 販 会 社 の主張)

いずれも不知である。

(2) 被告 信 販 会 社 に対する支払停止の抗弁の当否

(原告の主張)

上記(1)(原告の主張)のとおり、本件各売買契約には無効ないし取消事由が存在するところ、原告は、割賦販売法30条の4に基づき、被告 信 販 会 社 に対しても、その支払を拒絶することができる。

(被告 信 販 会 社 の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1)ア 原告は、被告葵美術の担当者が本件各絵画を販売するに当たり、その客観的価値につき不実の告知をしたとして、本件各売買契約の無効ないし取消しを主張するものであるが、その前提として、本件各絵画の客観的価値

については、買取業者の買取価格を基準とすべきであると主張する。

そこで、まず、この点の当否について判断するに、一般に、絵画のような芸術品は、これを見る者によってその主観的評価に大きな差異が生ずることも珍しいことではなく、世間一般に幅広い評価を得ているとはいえない画家であっても、ごく限られた一部の者に対する需要が存在するのであれば、それらの者に向けた販売価格を設定することも当然にあり得べきことであって、そのこと自体は何ら非難されるべきものではない。

また、絵画のような芸術品は、一般に、不動産等と比較すれば、転々と流通することがそれ程予定されているとは言い難く、絵画に係る特別の販路やこれを取り扱う業者との間に継続的な取引関係を有していない者にとっては、購入価格と処分価格との間に相当の価格差が生ずることもあり得るものと考えられるから、不実告知の判断の基準となる絵画の客観的価値について、買取業者の買取価格を基準とするのは必ずしも相当でない。特に、個人の観賞用として当該絵画を購入した場合については、その時点では、購入した絵画を転売することは予定していなかったことになるのであるから、買取業者の買取価格を基準とするのはむしろ相当性を欠くものというべきである。他方、絵画の購入者が転売目的である旨明示していた場合や、絵画の購入予定者から、転売する場合の価値につき質問をされた場合等に、その売却可能価格につき殊更に虚偽の事実を述べた場合には、不実告知に当たり得るものと解される。

このような観点から、本件各売買契約締結に当たり、不実告知がされたか否かについて検討するに、証拠（甲1, 2, 12, 乙8, 9, 原告, 被告葵美術代表者）及び弁論の全趣旨によれば、① 原告は、平成 年

月 日、本件画廊付近をたまたま通りかかった際、被告葵美術の担当者に勧誘されて本件画廊に入り、被告葵美術の代表者（当時は部長）である荒井伸太郎（以下「荒井」という。）等から、相当長時間にわたって絵画

に関する様々な説明を受けたこと、本件絵画1はシルクスクリーン（版画の一種）であり、本件絵画1の通常の販売価格（本件画廊において値札に記載された価格をいう。）は70万円であったが、荒井から、これを58万円まで値引きするなどと言われて、その購入を勧められたため、原告は本件絵画1の購入を決意したこと、②原告は、作家Aという画家の名前を知らなかったが、本件絵画1を購入後本件絵画2を購入するまでの間に、インターネット等で同画家について調べることはしなかったこと、③原告は、本件絵画1の購入後にも、荒井から、新たに入荷した作家Aの絵画を見に来るように、電話で繰り返し勧誘されたこと、④原告は、上記③の勧誘を受け、作家Aの絵画を見るために本件画廊を訪れたが、その時点では、再度絵画を購入する意思はなかったこと、この際、原告は、荒井から、当時被告葵美術の代表者であった紺野洋（以下「紺野」という。）を紹介され、同人から、相当長時間にわたって、作家Aの絵画等について説明を受けたこと、本件絵画2は原画であったが、紺野は、原画の価値を強調し、できる限りの値引きをするなどと言ってその購入を勧めたため、原告は、本件絵画2の購入を決意したこと、⑤原告は、本件絵画2を購入した後、少なくともそのクーリング・オフの期間が満了するまでの間に、インターネット等で、作家Aについて調べたことはなく、同期間が終了した後初めてインターネットで同画家について調べようとしたところ、絵画の悪徳商法に関する記事を多数目にしたことから、自分も騙されたのではないかと不安になり、行政書士に相談するに至ったこと、⑥上記②及び④のとおり、原告は、本件各絵画を購入した際、いずれも相当長時間にわたって本件画廊に滞在し、被告葵美術の代表者ないし担当者から、絵画の購入につき勧誘を受けたものであるが、原告にとっても、その会話の内容自体は楽しいものであったこと（甲12の5頁）、⑦原告は、平成20年

4月に離婚をし、同年9月には父親を亡くしていたことから、本件各売買契約締結当時は、心の支えとなるものが欲しいと感じていたこと（甲12の2頁）、以上の事実を認定することができる。

次に、以上の認定事実を前提として、本件各絵画の購入目的に関する原告の供述（陳述書の記載内容を含む。以下同じ。）について検討するに、原告は、作家Aが海外ではピカソやシャガールと同程度に著名な画家であるとの説明を受け、これを信じて本件各絵画を購入したもので、本件各絵画には本件各売買契約の代金以上の価値があると信じたことが主たる購入動機であったかのような供述をする。

しかしながら、上記供述は、その内容に照らしても、これをそのまま信用することは困難であるが、仮にその点を措くとしても、真に、原告において、本件各絵画の購入前には作家Aという名前すら知らなかったのに、荒井らの説明により、作家Aがピカソやシャガールと同程度に著名な画家で、本件各絵画に購入代金以上の高い価値があると信じたというのであれば、本件各絵画の購入後、インターネット等で

作家Aの社会的評価やその絵画の価値について調べるのが通常であると考えられるところ、上記②及び⑤のとおり、原告は、本件各絵画購入後本件絵画2に係るクーリング・オフの期間が満了するまでの間、これらの点について何ら調査をしていないのであって、これらの点にかんがみても同供述は不自然な感が否めず、にわかに信用することができない

（なお、原告が上記の点に全く疑問を抱かない程度にまで信じ切ってしまったというのは、なおのこと信じ難い。）。また、原告は、本件各絵画を購入した際に、被告葵美術の担当者から、本件各絵画の価値につき具体的な金額を示されて説明を受けたことはあまりなかったかのような供述もしているところである（原告本人尋問調書20頁）。

これらの点に加えて、上記認定事実等を併せ考慮すると、原告は、主と

して、個人で鑑賞する目的で本件各絵画を購入したものと認めるのが相当である。そして、証拠（甲7, 14, 原告〔原告本人尋問調書21頁〕）及び弁論の全趣旨によれば、他の販売業者においても、一般に60万円から80万円程度の価格で作家Aの絵画を販売していることが認められるところ、同事実によれば、被告葵美術が不当に高額な価格で本件各絵画を販売したとまでは認め難い。

以上によれば、被告葵美術において、本件各売買契約を締結するに当たり、本件各絵画の価値について原告を騙し、又は、原告に対し、消費者契約法4条1項又は特定商取引に関する法律6条1項所定の不実告知をしたものとは認め難い。また、上記のとおり、原告が本件各絵画を購入した目的が主として個人で観賞することであり、作家Aの絵画が一般にも上記程度の価格で販売されていることからすれば、本件各絵画の価値について、原告に要素の錯誤があったとも認め難い。

イ また、原告は、被告葵美術が本件各絵画に資産的な価値はないこと等を説明しなかったことが消費者契約法4条2項所定の告知義務に違反する旨主張するが、被告葵美術において、本件各絵画を転売する場合の売却可能価格について一般的な告知義務があるとは認め難く、上記主張は失当である。

ウ さらに、原告は、被告葵美術の担当者が、本件絵画2の購入を勧誘するに当たり、「今は作家A先生が生きてらっしゃるので、このお値段で買えるけども、亡くなったらこんな値段では到底手に入らない。」と説明したとして、これが断定的判断の提供に当たる旨主張するが、上記事実を認めるに足りる的確な証拠はなく、また、この程度の言辞をもって断定的判断の提供に当たるとまでは認め難い。

2 争点(2)について

上記1のとおり、本件各売買契約は有効に成立しているところ、争点(2)に関

する原告の主張は、本件各売買契約に無効ないし取消事由が存在することを前提とするものであるから、この点に関する原告の主張も採用することはできない。

3 以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

裁判所民事第 部

裁判官

